

平成23年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計65件(予算議案37件・条例議案12件・一般議案7件・道路議案2件・人事議案7件)

予算議案

議案第1号～議案第17号

(内容)

- ・平成22年度さいたま市一般会計補正予算 2件
- ・平成22年度さいたま市特別会計補正予算 13件
- ・平成22年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・平成22年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第18号～議案第37号

(内容)

- ・平成23年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・平成23年度さいたま市特別会計予算 16件
- ・平成23年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・平成23年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・平成23年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

条例議案

議案第38号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

国から地方公共団体への所得税の確定申告書に係る申告情報の受渡しにおいて電子的送付による方法が開始されることに伴い、個人市民税を適正に課税するために必要な調査の時期が従来より遅れること等から、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・個人市民税の納期の見直し
- ・個人市民税の第1期納期の始期を、6月1日から6月10日へ変更するもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第39号 さいたま市文化芸術都市創造基金条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

文化芸術に関する活動に対する支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、文化芸術都市の創造に関する施策を実施するために必要な財源を積み立てるため、条例を制定するもの。

(内容)

1 積立て

- ・基金として積み立てる額は、寄附金及び積立金で予算に計上した額とするもの。

2 繰替運用

- ・財政上必要があると認めるときは、歳入歳出現金に繰り替えて運用することができることとするもの。

3 処分

- ・ 基金は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとするもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第40号 さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会学校教育部教職員課)

さいたま市教育職員の給与水準の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 初任給の見直し

- ・ 教育委員会規則で定めている市立高等学校の教育職員の初任給の基準を埼玉県と同一にし、市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員の初任給の基準を市立小学校及び中学校と同一にするもの。

2 在職者に係る昇給の調整

- ・ 既に在職している市立高等学校の教育職員の給与水準を埼玉県と同一にし、市立幼児教育センター附属幼稚園の教育職員の給与水準を市立小学校及び中学校と同一にするため、平成24年度及び平成25年度において必要な調整をするもの。

(施行期日) 2については平成24年4月1日、1については平成25年4月1日

議案第41号 さいたま市人権教育集会所条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会生涯学習部生涯学習振興課人権教育推進室)

さいたま市立鹿室南集会所の建替えによる移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

・ 集会所の位置の変更

- ・ さいたま市立鹿室南集会所の位置について、「大字鹿室1116番地1」を「大字鹿室1120番地2」に改めるもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第42号 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

障害者の権利を擁護し、障害者が地域で安心して生活していくために必要な支援を行うに当たり、障害者に対する差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加の支援について市が講じるべき措置等を定めるため、条例を制定するもの。

(内容)

1 基本理念

障害者の差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、障害者の権利を尊重し、障害に対する理解を深めることにより行わなければならないこととするもの。

施策の推進に当たっては、関係機関が連携し、及び障害者の選択を尊重し、並びに障害者が地域でふさわしい役割を担うことができるように行われなければならないこととするもの。

2 市、市民及び事業者の責務

市は、関係法令との調和を図りながら、条例に基づく施策を総合的かつ計画的に実施しなければならないこととするもの。

市民及び事業者は、障害者への理解を深め、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならないこととするもの。

3 計画の策定

- ・ 条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定めることとするもの。

4 差別の禁止等

障害者への差別を禁止するもの。

差別に係る事案の助言又はあっせん、勧告、公表等の手続を規定するもの。

差別に係る事項を調査審議し、助言又はあっせんを行うさいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を設置するもの。

5 虐待の禁止等

障害者への虐待を禁止するもの。

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、市長に通報しなければならないこととするもの。

虐待に係る通報を受けた場合に市がとるべき措置等を規定するもの。

6 障害者の自立及び社会参加のための支援

障害者の居住場所の確保、社会参加の機会の拡大、就労支援その他の障害者の自立及び社会参加の支援のために市が行うべき措置等を規定するもの。

地域生活支援に関する事項について調査審議等をするさいたま市地域自立支援協議会を設置するもの。

(施行期日) 平成23年4月1日(4については平成24年4月1日)

議案第43号 さいたま市みずき園条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部障害福祉課)

さいたま市みずき園の増改築工事による一時的な仮施設への移転に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 位置の変更

- ・ 園の位置を「中央区大戸2丁目7番21号」から「南区白幡5丁目14番1号」に変更するもの。

2 位置の変更

- ・ 園の位置を「南区白幡5丁目14番1号」から「中央区大戸2丁目7番21号」に変更するもの。

3 定員の変更

- ・ 園の定員を「20人」から「26人」に変更するもの。

(施行期日) 平成23年7月1日(2及び3については、平成24年4月1日)

議案第44号 さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

国の動向及び出産に係る経済的負担の状況を踏まえ、出産育児一時金の額を改定するため、

所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 出産育児一時金の支給額の改正
 - ・ 被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金の額(規則で定める額を加算する前の額)を、35万円から39万円に改めるもの。
- 2 出産育児一時金の支給額の特例の廃止
 - ・ 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に限り出産育児一時金の額(規則で定める額を加算する前の額)を39万円としていた特例を廃止するもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第45号 さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正を踏まえて必要な規制等を行うため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 ばい煙の排出基準超過に係る改善命令等の見直し
 - ・ 人の健康又は生活環境に係る被害を生じるか否かにかかわらず、規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合に改善命令等を行えることとするもの。
- 2 ばい煙量等の測定結果記録等に係る保存の義務付け及び罰則の適用
 - ばい煙、排出水等の量、濃度又は汚染状態の測定結果等を記録したものの保存を義務付けることとするもの。
 - ばい煙(ダイオキシン類を除く。)又は排出水の測定結果等を記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった場合は、30万円以下の罰金に処することとするもの。
- 3 指定施設の設置等の義務違反に係る罰則の強化
 - 次に掲げる場合は、罰金を20万円から30万円に引き上げるもの。
 - ア 炭化水素類又は粉じんに係る指定施設の設置又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
 - イ ばい煙、炭化水素類、粉じん又は汚水若しくは廃液に係る指定施設としての使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
 - ウ ばい煙又は汚水若しくは廃液に係る指定施設の設置又は変更の届出から60日経過する前に設置又は変更した場合
 - 次の場合は、罰金を10万円から30万円に引き上げるもの。
 - ・ 炭化水素類に係る指定施設の設置又は変更の届出から60日経過する前に設置又は変更した場合

(施行期日) 平成23年7月1日(2については平成24年4月1日)

議案第46号 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局施設部環境施設課)

市が一般廃棄物処理施設の設置等の届出の手続を行うに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関

する法律第9条の3第2項の規定による条例で定めるべき事項その他必要な事項を規定するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 一般廃棄物処理施設の設置等に係る生活環境影響調査
 - ・ 一般廃棄物処理施設の設置等に当たり、周辺地域の生活環境影響調査を行い、その結果を記載した調査書を作成するもの。
- 2 調査書の縦覧等
 - ・ 調査書の公衆への縦覧及び意見書の提出機会の付与並びに他の地方公共団体との協議に関する手続等を規定するもの。
- 3 環境影響評価との関係
 - ・ 環境影響評価法又はさいたま市環境影響評価条例の規定による環境影響評価の手続を経た評価書及び他の地方公共団体との協議は、この条例による手続を経た調査書及び他の地方公共団体との協議とみなすもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第47号 さいたま市文化芸術都市創造条例の制定について

(所管課所・市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課)

総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、条例を制定するもの。

(内容)

- 1 基本理念
 - ・ 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られなければならないこと等とするもの。
- 2 責務及び役割
 - ・ 市の責務及び市民等の役割を定めるもの。
- 3 文化芸術都市の創造のための計画
 - ・ 文化芸術都市の創造に関する施策について、総合的かつ計画的な実施を図るため、計画を策定するもの。
- 4 文化芸術都市の創造に関する施策
 - ・ 市は、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、支援その他の必要な措置を講じること等文化芸術都市の創造のために必要な施策を推進するもの。
- 5 財政上の措置
 - ・ 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、基金の設置その他の必要な財政上の措置を講じるもの。
- 6 審議会の設置
 - ・ 計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会を設置するもの。

(施行期日) 平成23年4月1日

議案第48号 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道計画課)

埼玉県の定める計画との整合を図るため、荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画及び中川流域関連さいたま公共下水道事業計画を変更したことに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 経営の基本に係る事項の改正

排水人口を「124万3,400人」から「110万4,000人」に改めるもの。

1日最大処理能力を「71万1,620立方メートル」から「55万8,400立方メートル」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第49号 さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局下水道部下水道維持管理課)

社団法人日本下水道協会が公益社団法人へ移行し、同協会埼玉県支部の名称が変更されることに伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 責任技術者に係る要件の改正

- ・ 下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験の実施主体を「社団法人日本下水道協会埼玉県支部」から「埼玉県下水道協会」に改めるもの。

(施行期日) 平成23年7月1日

一般議案

議案第50号 駒場運動公園競技場改修工事(その2)請負契約について

(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

(内容)

1 契約の目的

駒場運動公園競技場改修工事(その2)

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

5億2,927万350円

4 契約の相手方

長谷川体育・ケイワールド日清特定共同企業体

議案第51号 訴えの提起について

(所管課所・建設局建築部住宅課)

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる納入指導及び支払催告にも応じない者に対し、市営住宅の明渡し等を求める訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

滞納家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第52号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第53号 訴えの提起について

(所管課所・教育委員会学校教育部学事課)

奨学金を借受け、定められた期日が経過しても返還せず、再三にわたる催告にも応じない者に対し、奨学金の返還を求める訴えをさいたま簡易裁判所に提起し、又は和解するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 請求の趣旨

- ・ 相手方に対し、奨学金の返還及び訴訟費用の負担を求める。

2 訴訟遂行の方針

奨学金を全額返還する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する。

判決の結果必要と認めた場合は、上訴する。

議案第54号 指定管理者の指定について(さいたま市営浦和駅東口駐車場)

(所管課所・都市局都市計画部都市交通課)

さいたま市営浦和駅東口駐車場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

所在地 市内浦和区東高砂町1-1番1号

名称 さいたま市営浦和駅東口駐車場

- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 東京都渋谷区神泉町 8 番 1 6 号
名称 株式会社パルコスペースシステムズ
代表者 代表取締役 藤島 基照
- 3 指定する期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第 55 号 指定管理者の指定について（さいたま市日進公園コミュニティセンター）
（所管課所・市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ課）

さいたま市日進公園コミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 管理を行わせる施設
所在地 市内北区日進町 1 丁目 3 1 2 番地 2
名称 さいたま市日進公園コミュニティセンター
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 市内南区根岸 1 丁目 7 番 1 号
名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
代表者 理事長 青木 康高
- 3 指定する期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

議案第 56 号 包括外部監査契約について

（所管課所・総務局総務部総務課）

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

（内容）

- 1 契約の目的
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期
平成 23 年 4 月 1 日
- 3 契約金額
1,900 万円を上限とする額
- 4 契約の相手方
江口 俊治

道路議案

議案第 57 号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

（内容）

一般	8 路線	
開発	3 路線	計 11 路線

議案第 5 8 号 市道路線の廃止について
(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	4 路線	
開発	0 路線	計 4 路線

人事議案

議案第 5 9 号 ~ 議案第 6 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員として選任するため、議会の同意を求めるもの。

議案第 6 2 号 ~ 議案第 6 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、議会の意見を求めるもの。

議案第 6 5 号 埼玉県公安委員会委員の推薦について
(所管課所・総務局総務部総務課)

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、議会の同意を求めるもの。